



コロナ騒動の中、現在、弊所も台湾特許庁も通常の通り通常業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆さま方もくれぐれもご自愛のほどお願い申し上げます。

TIPLO News

2020年7月号(J251)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 台韓間の特許審査ハイウェイ (PPH)、2020年7月1日から本格実施
- 02 知的財産局が「2010～2019年産業別商標登録出願の趨勢分析」レポートを発表
- 03 「台大」商標権侵害で、予備校に100万新台湾ドルの賠償命令判決
- 04 米マイクロンが聯電を営業秘密窃取で告訴、聯電に1億新台湾ドルの罰金刑判決
- 05 税関貿易統計、6月に集積回路の輸出額が100億米ドル越え
- 06 台湾自転車産業の優勢を見込んで、「Bosch eBike Systems」アジア太平洋本部を台中に設立

台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連
商標法第30条第1項第12号「意図的に模倣し登録出願したもの」に係る判断と認定

今月のトピックス

J200630Y1

01 台韓間の特許審査ハイウェイ（PPH）、2020年7月1日から本格実施

台韓 PPH MOTTAINAI 試行プログラムが 2020 年 6 月 30 日に期間満了となるため、良好な成果が得られたことに鑑みて、双方は 2020 年 7 月 1 日から無期限に継続する本格実施プログラムに切り替え、台韓双方の出願人に安定的で迅速なサービスを提供していく。

台湾と韓国との経済貿易関係は密接であり、外国出願人（非居住者）による台湾への特許出願件数をみると、韓国は長年にわたり 4 位以内にランキングされている。2019 年には韓国出願人による台湾への特許出願件数は 1656 件、台湾出願人による韓国への特許出願件数は 1102 件に達している。出願案件の審査を加速して、出願人が早く特許権を取得できるよう、台湾と韓国は 2015 年 7 月 1 日から PPH MOTTAINAI 試行プログラム（試行期間 5 年）を実施していた。

台韓 PPH MOTTAINAI 本格実施プログラムの申請書とガイドラインはすでに公告されており、知的財産局又は韓国特許庁のサイトを参照されたい。（2020 年 6 月）

J200629Y2

02 知的財産局が「2010～2019 年産業別商標登録出願の趨勢分析」レポートを発表

知的財産局は今年、WIPO IP 統計データセンター（WIPO IP Statistics Data Center）が毎年発表している「世界知的所有権指標（World Intellectual Property Indicators、略称 WIPI）」の手法を参考として、商標登録出願のための商品役務のニース国際分類（Nice Classification）を用いて十大産業部門に分類し、ここ 10 年の商標登録出願 77 万件余を整理し、データを変換するなどして、「2010～2019 年産業別商標登録出願の趨勢分析（原文：2010-2019 年産業申請商標案件趨勢分析）」レポートを作成した。

産業部門別にわが国の商標登録出願をみると、トップ 3 は多い順に「農業食材/ Agriculture」（26.3%）、「商業金融/ Business services」（16.4%）、「健康医事/ Health」（15.5%）であった。四分の一強を占める「農業食材」は、WIPO の産業部門に対応させると、ニース国際分類の第 29～33 類及び第 43 類（即ち食品、飲料及び飲食・宿泊等の商品及び役務）が含まれ、一般消費や民生との関連が最も深く、台湾の飲食・宿泊業及び食品産業が重要な地位を占めていることを示すものである。2 位は「商業金融」であり、WIPO の産業部門に対応させると、ニース国際分類の第 35 類（小売・卸売、広告マーケティング、輸出入代理等の商業サービス）と第 36 類（金融サービス）が含まれている。第 35 類もわが国の商標登録出願が最も多い区分であり、小売業などの商業活動が活発であることがうかがわれ、また金融サービスも密集して発展する傾向がみられている。3 位の「健康医事」産業は第 3 類（化粧品・サニタリー製品）と第 5 類（医薬・医療材料等）が含まれており、国民が健康や美容を重視していることを反映するもので、それらの産業ではブランドの商標登録出願に対する需要が高まっている。

外国出願人（非居住者）による出願を産業部門別にみると、トップ 3 は多い順に「技術研究/ Research and technology」（19.1%）、「健康医事」（17.7%）、「農業食材」（12.4%）であった。「技術研究」は WIPO の産業部門に対応させると、ニース国際分類の第 9、38、42 及び 45 類（即ちハイテク・3C 設備、通信、科学技術の研究開発、法律サービス等）が含まれている。ここ 10 年における外国出願人は日本、米国及び中国がトップ 3 を占め、三者の商標登録出願件数は外国出願人全体の半数以上を占めている。これは日本、米国、中国等が研究開発分野において競争していることだけにとどまらず、商標の属地主義という特性から、特許技術と相補関係にある商標の出願がより積極的に行われており、世界の電子、コンピュータ及び通信等のハイテク産業の拠点である台湾が、各国ブランドの布陣強化において不可欠な部分であることを示すものでもある。（外国出願人による出願件数が）2 位と 3 位である「健康医事」と「農業食材」は、内国出願人（居住者）による出願においても 3 位と 1 位を占めており、これは台湾のそれらの産業における高い消費需要が外国出願人からの注目を集め、台湾市場参入への投資意欲を高めていることを示すものでもある。（2020 年 6 月）

J200602Y2

03 「台大」商標権侵害で、予備校に100万新台湾ドルの賠償命令判決

高雄市私立立功升學文理電機技能外語短期補習班（以下、「立功補習班」）と台大數位科技教育股份有限公司（以下「台大數位公司」）は国立台湾大学（National Taiwan University、以下「台湾大学」）の許諾や同意を得ずに無断で「台大」、「TAIDA」、「台大數位學院」、「台大數位科技學院」等の文字を使用し、予備校、eラーニング/デジタル学習プラットフォーム等の教育サービスに使用した。台湾大学は自らが登録している「台大」、「TAIDA」等の商標権が侵害されたとして提訴していた。知的財産裁判所は第一審で両被告に対して連帯で台湾大学に100万新台湾ドルの賠償金を支払うよう命じる判決を下した。

知的財産裁判所は以下のように認定した。立功補習班、台大數位会社がサイト上で「台大」、「TAIDA」等の文字を用いて商標権を侵害したことは事実である。立功補習班、台大數位会社が販売したオンライン課程及び講義、問題集等の教材は各種試験（合格）を目的とするものであり、消費者の熟知する台湾大学が高等教育の学府として教育と学術研究を目的とするというイメージとは異なる。しかも「台大」、「TAIDA」商標は著名商標であり、立功補習班と台大數位会社が「台大」、「TAIDA」商標を教育課程の販売に使用し、消費者に「台大」、「TAIDA」商標の表彰する品質又はイメージに対する減損や負の連想をもたらし、商標の識別力又は信用・名声を毀損するおそれがある。（2020年6月）

J200613Y4

04 米マイクロンが聯電を営業秘密窃取で告訴、聯電に1億新台湾ドルの罰金刑判決

米メモリ大手のマイクロン（Micron）社は2017年、台湾でファウンドリ大手の聯華電子（UMC、以下「聯電」）がマイクロンのDRAM製造工程を窃取したとして告訴していた事件について、台中地方裁判所は6月12日に営業秘密法違反等の罪を認め、聯電の元従業員である戒○天に懲役6年6ヵ月及び罰金600万新台湾ドル、何○廷に懲役5年6ヵ月及び罰金500万新台湾ドル、王○銘に懲役4年6ヵ月及び罰金400万新台湾ドルをそれぞれ併科するとともに、聯電にも罰金1億新台湾ドルを科す判決を下した。

マイクロン側は、この重大な営業秘密法違反に係る刑事事件において、台中地方裁判所が聯電と事件に関わる従業員3名に対して有罪判決を下したことは大変喜ばしいことであり、マイクロンは台中地方裁判所と司法機関の適切な処置に深謝する、としている。

判決結果について聯電側は、法に基づき有罪判決と高額な罰金について上訴するとともに、本件の取調べと審理の過程において刑事訴訟法規定に違反するかを検討すべき箇所が多数あるのでそれらを提出すると述べたほか、関連のDRAM製造技術の研究開発は当時すでに許可を得ていたプロジェクトであり、自社技術を土台として、300人余りのエンジニアから構成される研究開発チームが力を合わせ、2年以上かけて開発したDRAM製造工程であり、しかも関連の研究開発記録が残っており、営業秘密法には違反していないと主張している。（2020年6月）

J200707Y8

05 税関貿易統計、6月に集積回路の輸出額が100億米ドル越え

財政部が発表した税関貿易統計によると、2020年上半期（1～6月）に台湾の輸出はアジアNIES（訳注:韓国、台湾、香港、シンガポールの4ヵ国・地域）の中で唯一成長を遂げて、より優れたパフォーマンスをみせた。そのなかで、「電子部品（Parts of Electronic Product）」と「情報・通信及びオーディオ・ビデオ製品（Information, Communication and Audio-Video Products）」の2大分類品目を含むIT関連品目の輸出が異彩を放っており、非IT関連品目ももたらした衝撃を緩衝して、輸出は（全体で）大幅減少するに至らなかった。上記2大分類品目の今年上半期の輸出額は過去最高を記録し、前年同期比でそれぞれ20.2%、10.3%増加しており、輸出額全体に占める比率も両者の合計が52.1%に達し、同時期の過去最高となっている。

6月の「電子部品」の輸出額が111.8億米ドル（月間輸出額の過去最高）となり、前年同期

比で 23.9%増加しており、すでに 7 ヶ月連続（旧正月を含まず）で二桁成長を呈していることは、特筆するに値する。とくに集積回路の成長率が最も高く、輸出額は 100 億米ドルを突破して 102.5 億米ドルに達し、前年同期比で 27.4%増となった。「情報・通信及びオーディオ・ビデオ製品」も「巣ごもり経済」の需要拡大のおかげで、輸出額が 40.2 億米ドルに達し、前年同期比で 13.8%増加した。（2020 年 7 月）

J200616Y8

06 台湾自転車産業の優勢を見込んで、「Bosch eBike Systems」アジア太平洋本部を台中に設立

台湾自転車製造業の産業チェーンの優勢を見込んで、ドイツの Bosch グループが台中に「Bosch eBike Systems（電動自転車システム事業部）」アジア太平洋本部を設置し、2020 年 6 月 16 日から正式に運用を開始した。

Bosch eBike Systems のアジア太平洋地区副総裁兼総経理（Asia Pacific Vice President and General Manager）によると、台湾は世界の自転車産業において重要な役割を果たしており、とくに台中には整備された自転車産業クラスターがあり、世界の多くの電動自転車が台湾で組み立てられているため、Bosch は自転車産業のクライアントや提携パートナーに近づき、今後台湾をアジア太平洋地区の拠点として、アジア電動自転車市場を開拓していきたい、という。

経済部（MOEA）投資業務処（Department of Investment Services）の処長は次のように述べている。米中貿易戦争によって世界の多くの企業が戦略や投資を調整しており、また台湾は優れた人材を擁し、産業は実力が安定しているほか、知的財産権の保護を重視しているため、世界が産業チェーンを再構築するとき、台湾は世界の企業にとってイノベーション提携パートナーとしてのファーストチョイスとなっている。Bosch グループは長年にわたり台湾を開拓し、最先端の技術とサービスを台湾に導入しており、これは外国企業が台湾の産業力と投資環境を高く評価していることの表れだといえる。Bosch eBike Systems アジア太平洋本部の運用開始に伴い、今後、台湾の自転車部品業者、シャーシ業者、組立業者等のサプライチェーンによる製造の優勢と結合することで、産業に新たな契機がもたらされるものと信じている。（2020 年 6 月）

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

Ⅰ 商標法第 30 条第 1 項第 12 号「意図的に模倣し登録出願したもの」に係る判断と認定

■ ハイライト

原告は「JIU TANG」商標を以って第 37 類「各種建築物の建設…左官工事」役務での使用を指定し、被告に登録を出願し、登録第 1789433 号商標（以下「係争商標」）として登録を許可された。その後参加人である久檜開発股份有限公司等 3 社が商標登録異議を申し立てて、係争商標は参加人 3 社が先使用する「久檜」商標（以下「引用商標」）を模倣したもので、商標法第 30 条第 1 項第 12 号規定に違反すると主張した。被告は審理した結果、係争商標の登録を取り消す処分を下した。原告はこれを不服として行政訴訟を提起し、棄却され、原告はなお不服として、その後裁判所に行政訴訟を提起した。

原告と参加人 3 社には密接な地縁関係があり、また互いに競合する同業同士という関係にある。原告は建築物の販売、建設及び企画設計等の役務における市場情報に対して、一般人よりも熟知し注目しており、参加人 3 社の推進する開発プロジェクトは大手各紙に広告が掲載されていたことから、原告は引用商標が建築物の販売、建設及び企画設計等の役務に先使用されていた事実を知らなかったと言い逃れすることは難しい。まして原告はかつて 2015 年 1 月 20 日に「久檜營造 JIU TANG CONSTRUCT 及び図」の商標登録を出願しており、被告は当該

商標が本件引用商標を意図的に模倣したものと認定して登録を拒絶しており、原告が少なくとも 2015 年 10 月 27 日からは引用商標の存在を知っていたと認めるに足る。原告は拒絶された商標の図案から「久檜营造」の漢字と図を削除し、「JIU TANG」のアルファベットのみ残したが、全体を観察すると、係争商標はなお引用商標と高度な類似を構成する商標であり、しかも引用商標と高度に類似する役務での使用を指定しており、原告は意図的に模倣して係争商標の登録を出願したと認めるに足る。

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】107 年度行商訴字第 64 号

【裁判期日】2019 年 1 月 24 日

【裁判事由】商標登録異議

原告 久檜营造股份有限公司

被告 經濟部知的財産局

参加人 久檜開発股份有限公司

参加人 ○○建設股份有限公司

参加人 久億营造有限公司

上記当事者間の商標登録異議事件について、原告は經濟部 2018 年 5 月 24 日経訴字第 10706305120 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起しており、当裁判所は参加人に対して被告の訴訟に独立して参加するよう命じ、次のとおり判決する。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告は 2015 年 12 月 1 日に「JIU TANG」商標を以って当時の商標法施行細則第 19 条で定める商品及び役務区分表第 37 類「各種建築物の建設；各種建築物の建設の請負；工場の建設；倉庫の建設及び修理；建築物の施工監督；建築物の取壊し；建設に関する情報の提供；建設工事に関する情報；建築物修理情報の提供；建設工事に関する助言；内装仕上工事；広告工事；壁紙貼り；展示会ブース及び店舗の工事；ドア及び窓の取付け修理；ドア及び窓の取付け、ガラス製ドア及び窓の修理；大工工事；土木工事の建設；土木工事の修理；土木工事の建設及び修理；造園工事の施工；足場組立て；れんがの工事；石の工事；パイプラインの敷設工事及び保守；パイプラインの土木工事；屋根工事；建設工事の管理；不動産の管理；造園施工；防水工事；熱絶縁工事；建物シーリング工事；水道電気工事；塗装工事；左官工事」役務での使用を指定して被告に登録を出願し、被告から登録第 1789433 号商標（商標の図案は添付図一に示す通り、以下「係争商標」）として登録を許可された。その後参加人である久檜開発股份有限公司（以下「久檜開発公司」）、○○建設股份有限公司（以下「○○建設公司」）及び久億营造有限公司（以下「久億营造公司」）は 2016 年 11 月 30 日に商標登録異議を申し立て、係争商標は参加人 3 社が先使用している「久檜」商標（以下「引用商標」、添付図二に示す通り）（当該「久檜」商標はその後参加人久檜開発公司によって 2015 年 6 月 8 日に登録出願がなされ、被告から登録第 01778462 号商標として登録が許可され、2016 年 7 月 1 日に登録が公告されており、ファイルに記録されている）を模倣しており、商標法第 30 条第 1 項第 10 号及び第 12 号規定に違反していると主張した。被告が審理した結果、係争商標の登録は商標法第 30 条第 1 項第 12 号規定に違反していると認め、2018 年 1 月 30 日中台異字第 G01050723 号商標登録異議決定書を以って係争商標の登録を取り消す処分を下した（係争商標の登録が同条項第 10 号の規定に違反しているかは、すでに審理の必要がない）。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部により 2018 年 5 月 24 日に経訴字第 10706305120 号訴願決定を以って棄却され、その後当裁判所に行政訴訟を提起した。当裁判所は本件判決の結果によって、訴願決定と原処分の取消しが必要であると認められた場合、参加人の権利又は法律上の利益を損なう恐れがあると認め、職権に基づいて参加人に対して本件

被告の訴訟に独立して参加するよう命じた。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：
 - 1.原処分及び訴願決定をいずれも取り消す。2.訴訟費用は被告の負担とする。
- (二) 被告の請求：
 - 原告の訴えを棄却し、訴訟費用は原告の負担とする。
- (三) 参加人の主張：
 - 原告の訴えを棄却し、訴訟費用は原告の負担とする。

三 本件の争点

係争商標の登録には商標法第 30 条第 1 項第 12 号規定の違反があるのか。

四 判決理由の要約

- (一) 参加人は、久檜開発公司、久億營造公司及〇〇建設公司はいずれも久億機構グループに所属し、2005 年から新規プロジェクトの開発、建設、営造、建築物及び建材の販売、建設及び企画設計等の一連の不動産関連サービス及び活動を共同で行い、長年にわたり、マーケティングの目的で「久檜」の商標及びトレードドレスをそれら 3 社が共同で推進する建築物及び開発プロジェクトに関連する広告に使用してきたと主張して、「久檜太陽城」等プロジェクト 22 件の使用ライセンス（使用ライセンスを取得した時期は 2006～2018 年）、及び「久檜崇徳巴黎」、「久檜法國莊園」、「久檜好雅」、「久檜天鵝堡 2 期」、「久檜拾富」、「久檜好禮」、「久檜雅悅」、「久檜童年好好」プロジェクトの広告文面並びに「久檜天鵝堡」、「久檜天鵝堡 2 期」、「久檜法國莊園」、「久檜太陽城」、「久檜崇徳巴黎」プロジェクトの新聞広告（掲載時期は 2006 年 1 月～2013 年 3 月）を証拠として提出している。参考人証拠 18 の使用ライセンスの記載によると、各開発プロジェクトの建設業者はいずれも久億營造公司であり、建築主は久檜開発公司又は〇〇建設公司である。さらに参考人証拠 19-1～19-8 の広告宣伝には、「久檜」の二文字を含む開発プロジェクト名が多数記載され、「久億機構久檜開発〇〇建設」、「第一品牌（訳注：トップブランド）／久億機構」、「全案規畫（訳注：プロジェクト企画）／久檜開発」、「投資興建（訳注：投資建設）／〇〇建設」、「甲級營造（訳注：A 級総合建設業者）／久億營造」等の文言が明記されている。広告宣伝には記載日がないが、すでに参考人証拠 18 の開発プロジェクトのマーケティングに使用されており、その時期は使用ライセンスの取得日より早いはずであり（通常、開発プロジェクトでは建設段階にすでに対外的に広告マーケティングや販売を開始し、竣工した後に使用ライセンスを申請、取得する）、新聞に掲載された開発プロジェクトの広告にはいずれも掲載日が明記され、各開発プロジェクトの使用ライセンスの期日と互いに照らし合わせることができる。当裁判所は総合的にみて、参考人が提出した上記証拠は参加人 3 社が少なくとも 2006 年から引用商標「久檜」を建築物の販売、建設及び企画設計等の関連する役務に共同で使用してきたことを証明するに足ると認める。
- (二) 引用商標は少なくとも 2006 年から参加人 3 社により共同使用されており、その後 2015 年に参加人久檜開発公司が商標登録を出願し、登録第 1778462 号商標権を取得している。また、参加人 3 社は商標法第 30 条第 1 項第 12 号規定により本件を請求しているため、参加人 3 社はいずれも適格な当事者であり、しかも係争商標と引用商標の図案が同一であるか又は類似しているか、商品又は役務の区分が同一であるか又は類似しているかについては、先使用商標の図案と実際に使用している区分を基準とすべきである。
- (三) 係争商標は設計が施されていない横書きのアルファベット「JIU TANG」で構成され、引用商標「久檜」と比べると、一つはアルファベット、もう一つは漢字であるものの、「教育部中文譯音轉換系統（教育部中国語音訳変換システム）」によると、「久」及び「檜」と同音の「堂」を検索すると、その漢字のピンインはそれぞれ「JIU」と「TANG」であるため、両商標の称呼と観念はいずれもほぼ同じであり、関連の消費者が時間と場所を異にして隔離的に観察するか、又は実際の取引において一連に称呼するかした場合、両商標の表彰する商品又は役務が同一の出所からのものである、又は同一ではないが関連の出所からのものであると誤認する可能性があり、類似を構成する商標に該当し、し

かも類似度は極めて高い。

- (四) 係争商標の指定役務は「各種建築物の建設；各種建築物の建設の請負；工場の建設；倉庫の建設及び修理；建築物の施工監督；建築物の取壊し；建設に関する情報の提供；建設工事に関する情報；建築物修理情報の提供；建設工事に関する助言；内装仕上工事；広告工事；壁紙貼り；展示会ブース及び店舗の工事；ドア及び窓の取付け修理；ドア及び窓の取付け、ガラス製ドア及び窓の修理；大工工事；土木工事の建設；土木工事の修理；土木工事の建設及び修理；造園工事の施工；足場組立て；れんがの工事；石の工事；パイプラインの敷設工事及び保守；パイプラインの土木工事；屋根工事；建設工事の管理；不動産の管理；造園施工；防水工事；熱絶縁工事；建物シーリング工事；水道電気工事；塗装工事；左官工事」であり、引用商標が先使用する建築物の販売、建設及び企画設計等の関連役務と比べると、両者が提供する役務の性質と内容は極めて類似しており、しかも原告証拠 4 に示されている「建設会社は必ずしも営造資格があるとは限らず（ある会社は営造会社と建設会社の資格を有し、ある会社は単なる建設会社である）、もし営造資格がない企業ならば、その建築物の建設を営造業者に委託しなければならない」との記載からわかるように、両者の役務は通常、同一業者が提供するもの、又は消費者の同じニーズを満足するものであり、消費者、役務提供者及び営業場所等の要素についても共通する又は関連するところがあり、一般的社会通念及び市場取引の状況から判断して、同一又は類似の役務であり、類似度は極めて高い。
- (五) 参加人 3 社はいずれも所在地が台中市神岡区であり、原告会社の所在地は台中市北屯区であり、しかも参加人 3 社は台中市北屯区で「久檯崇徳巴黎」、「久檯經貿巴黎」という開発プロジェクトを推進したことがあり、原告と参加人 3 社には密接な地縁関係がある。また原告と参加人 3 社とは営造建設等の関連する役務に従事する業者であり、互いに競合する同業同士という関係にある。原告は建築物の販売、建設及び企画設計等の役務における市場情報に対して、一般人よりもより熟知し注目しており、参加人 3 社の推進する開発プロジェクトは大手各紙に広告が掲載されていたことから、原告は引用商標が建築物の販売、建設及び企画設計等の役務に先使用されていた事実を知らなかったと言い逃れすることは難しい。まして原告は 2015 年 1 月 20 日に「久檯営造 JIU TANG CONSTRUCT 及び図」の商標登録を出願し、被告は当該商標が本件引用商標を意図的に模倣したもので、商標法第 30 条第 1 項第 12 号規定に違反していると認め、2015 年 10 月 27 日商標拒絶第 366267 号査定書を以って拒絶しており、原告が少なくとも 2015 年 10 月 27 日からは引用商標の存在を知っていたと認めるに足る。原告は拒絶された商標の図案から「久檯営造」の漢字と図を削除し、「JIU TANG」のアルファベットのみ残したが、全体を観察すると、係争商標はなお引用商標と高度な類似を構成する商標であり、しかも引用商標と高度に類似する役務での使用を指定しており、原告は意図的に模倣して係争商標の登録を出願したと認めるに足る。
- (六) 原告は、2007 年に「久檯生物科技有限公司」を設立して、経営に成功し、2014 年に営造業に経営を拡大して「久檯営造股份有限公司」を設立したことから、原告が関連企業の社名から「久檯」をとって社名の主要部分として使用したことから、善意の使用であることがわかる云々、と主張している。しかし調べたところ、参加人が提出した「臺灣開放政府資料搜尋 OPEN GOVTW」サイトにおける「久檯生物科技有限公司」の検索情報からわかるように、「久檯生物科技有限公司」は 2017 年 5 月 31 日に「私房貨櫃有限公司」から社名を変更しており、係争商標の出願日（2015 年 12 月 1 日）の後である。よってその関連企業が 2007 年から「久檯」を社名の主要部分としており、「JIU TANG」で商標登録を出願したことに模倣の意図はないという原告の主張は、明らかに採用できない。
- (七) 以上をまとめると、係争商標と引用商標は高度に類似し、係争商標の指定役務と引用商標が先使用した役務区分とは同一又は類似のものであり、係争商標の登録は商標法第 30 条第 1 項第 12 号規定に違反し、登録できない事由があり、原処分で行った係争商標の登録取消し処分には違法なところがなく、それを維持する訴願決定にも法に合わないところはない。

以上の次第で、本件原告の請求には理由がなく、智慧財産案件審理法（知的財産事件審理法）

第1条, 行政訴訟法第98条第1項前段に基づいて、主文のとおり判決する。

2019年1月24日

知的財産裁判所第二法廷

裁判長 汪漢卿

裁判官 曾啟謀

裁判官 彭洪英

添付図一 (係争商標)

登録番号: 01789433

出願日: 2015/12/1

登録公告日(巻号): 2016/9/1

存続期間満了日: 2026/8/31

商品区分: 037

商品又は役務の名称: 各種建築物の建設; 各種建築物の建設の請負; 工場の建設; 倉庫の建設及び修理; 建築物の施工監督; 建築物の取壊し; 建設に関する情報の提供; 建設工事に関する情報; 建築物修理情報の提供; 建設工事に関する助言; 内装仕上工事; 広告工事; 壁紙貼り; 展示会ブース及び店舗の工事; ドア及び窓の取付け修理; ドア及び窓の取付け、ガラス製ドア及び窓の修理; 大工工事; 土木工事の建設; 土木工事の修理; 土木工事の建設及び修理; 造園工事の施工; 足場組立て; れんがの工事; 石の工事; パイプラインの敷設工事及び保守; パイプラインの土木工事; 屋根工事; 建設工事の管理; 不動産の管理; 造園施工; 防水工事; 熱絶縁工事; 建物シーリング工事; 水道電気工事; 塗装工事; 左官工事。

JIU TANG

添付図二 (引用商標)

先使用の役務区分:

建築物の販売、建設及び企画設計等の関連役務。

2015年登録出願:

登録番号: 01778462

出願日: 2015/6/8

登録公告日(巻号): 2016/7/1

存続期間満了日: 2026/6/30

商品区分: 036

商品又は役務の名称: 債務の保証、資金の貸付け、土地・建物の貸与、土地・建物の売買、土地・建物の売買又は貸借の媒介、建物又は土地の鑑定評価、土地・建物の管理、土地・建物の売買に関するコンサルティング、土地・建物の売買に関する情報、土地・建物の競売、土地・建物仲介、資本投資、土地・建物の投資、投資に関する評価分析コンサルティング、投資の斡旋と助言提供、ブース型店舗の賃貸販売、ショーケースの賃貸、オフィスの賃貸販売、アパートの賃貸、保険サービス。

久檜

TIPLO

Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2020 TIPLO, All Rights Reserved.